

メンタルホスピタル鹿児島 新A棟・B棟増改築工事

施工者選定

VE提案書作成要領書

1. 本書の位置づけ

本書は、本入札の参加者がVE提案書の検討、作成および提出を行うにあたり、必要な事項を定めるものとする。以下に示す要領に従わない場合は、失格となる場合があるので注意すること。

2. VE提案作成要領

2-1.提案可能な範囲

参加者がVE提案を行うことのできる範囲については、原則として以下の通りとする。なお、詳細な確認や説明が必要な場合は質疑回答またはVE対話にて行うこと。

項目	可	不可	備考
建築意匠			
ゾーニング・階構成		×	病院全体の整備方針や動線計画に影響するため、提案は不可とする。階数、階層構成、要求諸室数を遵守すること。
建物の配置計画		×	
平面計画	○	×	設計段階でのヒアリングを経て発注者の要望を反映した計画としている。したがって、変更は不可とする。ただし、構造計画の変更に伴い、やむを得ず平面計画の微調整が必要な場合等に限り、提案を認める。
延床面積	○	×	近代化補助金の交付額が減少する等、手続きの執行に影響が生じるため、原則として変更は不可とする。ただし、補助金手続きに影響しない範囲については、提案を認める。
立面、外装デザイン	○		原設計の方針を大きく損なわない変更と認められるものについては可とする。
内装材	○		機能、性能、品質および意匠性が著しく低下しない変更と認められるものについては可とする。

構造			
主要構造部の構造方法・構造材種	○		設計変更や各種申請手続きの必要性を考慮し、事業スケジュールに影響が生じないものは可とする。 ただし、構造材については、近代化補助金に係る申請内容に影響が生じる大幅な変更は不可とする。
屋根・架構方法	○		
スパン割り寸法	○		
構造断面寸法	○		
主要構造部以外の変更	○		
地業方法	○		
電気設備			
照明器具仕様	○		ランニングコストが増大し、イニシャルコスト低減に過度に偏重した提案は避けること。
その他仕様の変更	○		
空調設備			
熱源および空調方式		×	エネルギーサービス事業を採用するため、影響が生じる提案は不可とする。
その他仕様の変更	○		
衛生設備			
衛生器具仕様	○		ランニングコストが増大し、イニシャルコスト低減に過度に偏重した提案は避けること。患者使用エリアについては、精神科病院における使用に配慮すること。
その他仕様の変更	○		
昇降機設備			
昇降機仕様	○		扉や内装材の材質変更、照明器具の変更などの仕様変更は可とする。(かごの内寸、定員、定格積載量、定格速度などの変更は原則不可とする。)
その他仕様の変更	○		
外構			
計画の変更	○	×	配置計画の変更は原則不可とするが、各種法令に抵触しないことを前提とし、構造計画の変更に伴い、やむを得ず変更を行わなければならない場合等に限り、提案を認める。
仕様の変更	○		
その他			
仮設計画	○		安全性、環境保全性が損なわれない提案は認める。
改修工事範囲			
建築改修の部分的な取り止め	○		必要な医療機能を確保し、法令等の遵守およびアメニティ、収益性の維持ができる提案は認める。
設備改修の部分的な取り止め	○		必要な医療機能を確保し、法令等の遵守およびアメニティ、収益性の維持ができる提案は認める。
その他改修計画の変更	○	×	原則として、改修の基本方針に関わる提案は不可とする。ただし、必要な医療機能を確保し、法令等の遵守およびアメニティ、収益性の維持向上ができる提案は認める。

2-2.提案上の留意事項

- ① 事業スケジュールの延伸や中断が生じる提案は不可とする。設計変更が必要となる提案を行う場合は、全体スケジュールへの影響をあらかじめ検証し、VE対話等にて発注者、設計・監理者およびCMrへの確認・説明を行うこと。
- ② 同時に採用することのできない複数の提案をする場合は、その旨を記載すること。
- ③ 提案の採用に伴う設計変更に対して、提案者が設計協力を行う必要が生じる場合、入札金額に含めること。設計協力の要否について不明な場合は、VE対話等において確認を行うこと。
- ④ 許認可申請や設計変更における設計業務においても設計者と協力することを前提とし、提案の採用により必要となる経費を見込むこと。
- ⑤ 設計・監理者の業務において、追加の設計業務委託料が発生する場合、発注者が必要な費用を確認の上、採用するメリットが得られないと判断した場合、VE対話等において提案を認めたものであっても、最終的に採用不可と方針決定する可能性がある。

2-3.提案の採否に関する基本方針

VE提案に対して、以下に該当すると審査委員会が判断した場合は、採用不可とする。

- ① 医療機能・建物性能および意匠性が低下すると考えられるもの。
- ② 防災性、安全性の観点からリスクが高いと考えられるもの。
- ③ 環境負荷および周辺敷地への工事騒音・振動等が増加すると考えられるもの。
- ④ 維持管理費およびその他ライフサイクルコストの増加による経営の圧迫が懸念されるもの。
- ⑤ VE提案の採用により、技術提案が成立しなくなると考えられるもの。
- ⑥ 本工事範囲から別途発注工事への変更など、発注者の負担する事業費の低減にならないもの。
- ⑦ 法令等に抵触する恐れのあるもの。
- ⑧ 病院開設に伴う行政上の諸手続、予算内容、事業スケジュールに著しく影響を与えると考えられるもの。
- ⑨ 提案内容について不明瞭な点がある等、発注者にとってのリスクを適切に判断できないと考えられるもの。
- ⑩ 提案の根拠となる十分な検討がされておらず、実現性が著しく低いと考えられるもの。
- ⑪ その他適正な履行がなされない恐れがある等、発注者が採用すべきではないと考えるもの。

以上